

特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員等に係る政治倫理審査会における審査の特例及び歳費に係る納付義務等に関する法律案【概要】

国会議員等が特定犯罪で起訴

※下線部を法案で規定

政治倫理審査会

- 国会議員等が特定犯罪で起訴された場合、政治的道義的責任の有無を速やかに審査
 - ※ 国会議員等…現職の国会議員・前議員（本来の任期が残っている者に限る）
 - ※ 特定犯罪 …選挙関係犯罪・収賄等
- 国会議員等の出席、特定犯罪・議員活動に関する説明〔出席が難しい場合、出張審査への出頭・書面による説明〕を必ず求める
 - ※詳細は、政治倫理審査会規程で規定

正当な理由なく出席・説明を拒否した場合

- 議長に起訴～任期終了の間の歳費・期末手当の国庫納付・不支給宣告を求める

出席・説明があった場合

- 審査を行い、政治的道義的に責任があると認めるとき、行為規範等の遵守等の勧告

議長

- 歳費・期末手当の国庫納付・不支給を本会議に諮る

本会議

- 歳費・期末手当の国庫納付・不支給議決

議長

- 歳費・期末手当の国庫納付・不支給宣告
 - ・ 起訴～宣告の間に支払われた
歳費・期末手当の国庫納付義務
 - ・ 宣告～任期終了の間に支払われる
歳費・期末手当の不支給

- 特定犯罪で起訴された国会議員等は、任期中の歳費・期末手当を国庫に返納することができる

国会議員・国会議員であった者の特定犯罪の有罪確定

- 特定犯罪に係る任期中の歳費・期末手当の国庫納付義務
 - ・ 当選無効 → 当選～有罪確定の歳費等を全額納付
 - ・ 公民権停止 → 起訴～有罪確定の歳費等を全額納付
 - ・ 上記以外 → 起訴～有罪確定の歳費等を半額納付
- 上記の歳費・期末手当以外の任期中の歳費・期末手当を国庫に返納することができる

		任期開始～起訴 の歳費・期末手当	起訴～議長宣告 の歳費・期末手当	議長宣告～退職の歳費・期末手当
政倫審への出席・説明	拒否	起訴後、自主返納可	議長宣告後、納付義務	議長宣告後、不支給
	応諾	起訴後、自主返納可	起訴後、自主返納可	起訴後、自主返納可

選挙犯罪

収賄

起訴

政倫審の求め

宣告

有罪 失職

退職

		任期開始～起訴 の歳費・期末手当	起訴～有罪確定の歳費・期末手当	有罪確定～退職 の歳費・期末手当
有罪判決確定	<u>当选無効</u>	有罪確定後、全額納付義務	有罪確定後、全額納付義務	<u>当选無効</u> →失職
	<u>公民権停止</u>	有罪確定後、自主返納可 (失職のため寄附禁止規制は不要)	有罪確定後、全額納付義務	<u>公民権停止</u> →失職
	上記以外	有罪確定後、自主返納可	有罪確定後、2分の1納付義務 (残額の自主返納可)	

※施行日前の有罪判決確定により当选無効となった者で政倫審に出席し議員活動を行っていない旨を説明した者については、不当利得返還（＝歳費・期末手当・文通費の返還）の請求権の行使により対応

特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員等に係る政治倫理審査会における審査の特例及び歳費に係る納付義務等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、国政は国民の厳粛な信託によるものであり、その権威は国民に由来するものであること及びその権力は国民の代表者が行使するものであることに鑑み、国政に対する国民の信頼の確保に資するため、特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員及び国会議員であった者に係る政治倫理審査会（国会法第二百二十四条の三の政治倫理審査会をいう。以下同じ。）における審査の特例並びに歳費及び期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に基づき支給される歳費及び期末手当をいう。以下同じ。）に係る納付義務等について定めるものとする。

（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「特定犯罪行為」とは、次に掲げる行為をいうこと。

- ① 刑法第九十七条から第九十七条の三までの罪に当たる行為のうち国会議員の職務に関連して行った行為

② 公職選挙法第十六章に掲げる罪（同法第二百三十六條の二第二項、第二百四十五條、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三及び第二百五十三條の罪を除く。）に当たる行為のうち国会議員がその国会議員となつた選挙に関連して行つた行為

③ 刑法第九十七條の四の罪に当たる行為、②に定める罪に当たる行為（②に掲げる行為並びに公職選挙法第二百四十條及び第二百四十二條の罪に当たる行為を除く。）及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第一條の罪に当たる行為のうち、国会議員がその在職期間（国会議員の任期が開始する日から、当該任期が満限に達し、若しくは衆議院の解散により終了し、又は当該国会議員が辞職し、退職し、若しくは除名される日までの期間をいう。以下同じ。）中に行つた行為

二 この法律において「特定犯罪関係在職期間」とは、①から③までに掲げる特定犯罪行為について①から③までに定める在職期間をいうこと。

① 一 ①に掲げる行為 当該行為に関連する職務に係る国会議員としての在職期間

② 一 ②に掲げる行為 当該行為に係る選挙により選出された国会議員としての在職期間

③ 一 ③に掲げる行為 当該行為を行った時を含む国会議員としての在職期間

(第二条関係)

第三 政治倫理審査会における審査

一 国会議員が国会議員である期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合には、当該国会議員が当該起訴をされた日において属していた議院の政治倫理審査会は、速やかに、当該国会議員又は当該国会議員であった者（辞職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないものに限る。以下第三及び第四において同じ。）について審査するものとする。

二 国会議員であつた者が国会議員でない期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合には、当該国会議員であつた者が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間において属していた議院の政治倫理審査会は、速やかに、当該国会議員であつた者について審査するものとする。

三 政治倫理審査会は、一及び二の審査を行うに当たっては、当該審査の対象となる国会議員及び国会議

員であつた者に対し、出席及び説明を求めるものとする。

(第三条関係)

第四 政治倫理審査会からの出席等の求めに応じない場合における歳費等の納付義務等

一 第三の一の審査の対象となる国会議員又は国会議員であつた者が正当な理由なく第三の三の求めに応じないときは、政治倫理審査会は、これを議長に報告し、二の宣告を求めるものとする。

二 議長は、一の宣告の求めを受けたときは、議院の議を経て、当該求めに係る国会議員及び国会議員であつた者が第三の一に規定する起訴をされた日を含む在職期間について支給を受け、又は受けた歳費及び期末手当のうち当該起訴をされた日以後に係る部分に相当する額の国庫への納付及び不支給を宣告すること。

三 二の宣告があつた場合には、当該宣告に係る国会議員及び国会議員であつた者は、二に規定する額のうち、当該宣告の日までの間において支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について既に返納したものがあつた場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）を国庫に納付しなければならないこと。

四 二の宣告があつた場合には、当該宣告に係る国会議員については、当該宣告の日後の支給に係る歳費及び期末手当（両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額に相当する部分に限る。）は、支給しないこと。

（第四条関係）

第五 特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合における歳費等の返納に係る特例

国会議員である期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員又は国会議員であつた者（辞職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該起訴をされた日を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないものに限る。）が、当該起訴をされた日を含む在職期間（当該在職期間において当該起訴に係る刑事事件が終結した場合は、当該終結した日までの間）について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四の三により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）の全部又は一部を国庫に返納するときは、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の

二の規定は、適用しないこと。

(第五条関係)

六

第六 特定犯罪について刑に処せられた場合における歳費等の納付義務等

一 特定犯罪行為に係る特定犯罪（第二の一①から③までに定める罪をいう。二及び第八の二において同じ。）について刑に処せられた国会議員及び国会議員であつた者（以下第六において「国会議員等」という。）は、①から③までに掲げる区分に応じ、①から③までに定める額を国庫に納付しなければならないこと。

① 当該刑に処せられたことにより公職選挙法第二百五十一条の規定によりその当選が無効となつた国会議員等 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四の三により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）

② 当該刑に処せられたことにより公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととなつた国会議員等（①に掲げる国会議員等を除く。） 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪

関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当のうち当該特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る部分に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四の三により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）

③ 公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととならなかった国会議員等（①に掲げる国会議員等を除く。） 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当のうち当該特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る部分に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額に二分の一を乗じて得た額（当該起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四の三により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）

二 特定犯罪行為に係る特定犯罪について刑に処せられた国会議員等が、当該特定犯罪行為に係る特定犯

罪関係在職期間（当該特定犯罪関係在職期間において当該刑に処せられた場合は、当該刑に処せられた日までの間）について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四の三若しくは一により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しないこと。

（第六条関係）

第七 各議院の議決及び両院議長協議決定への委任

この法律に定めるもののほか、第三及び第四の一の政治倫理審査会に関する事項並びに第四の二の宣告に関する事項については各議院の議決により定め、第四の三及び四、第五並びに第六の歳費及び期末手当に係る納付、不支給及び返納に関する事項については両議院の議長が協議して定めること。

（第七条関係）

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

二 国は、①及び②に掲げる者のうち、①及び②の特定犯罪行為に係る特定犯罪について刑に処せられたことにより公職選挙法第二百五十一条の規定によりその当選が無効となったものに対する不当利得返還の請求権の行使について必要な措置を講ずるものとする。

① この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員のうち、施行日以後も当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間にあるもの

② 施行日前に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員であった者のうち、退職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないもの

三 所要の経過措置を定めること。

（附則関係）

特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員等に係る政治倫理審査会における審査の特例及び歳費に係る納付義務等に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、国政は国民の厳粛な信託によるものであり、その権威は国民に由来するものであること及びその権力は国民の代表者が行使するものであることに鑑み、国政に対する国民の信頼の確保に資するため、特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員及び国会議員であつた者に係る政治倫理審査会（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二百二十四条の三の政治倫理審査会をいう。以下同じ。）における審査の特例並びに歳費及び期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）に基づき支給される歳費及び期末手当をいう。以下同じ。）に係る納付義務等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「特定犯罪行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条から第百九十七条の三までの罪に当たる行為のうち

国会議員の職務に関連して行った行為

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十六章に掲げる罪（同法第二百三十六條の二第二項、第二百四十五條、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三及び第二百五十三條の罪を除く。）に当たる行為のうち国会議員がその国会議員となつた選挙に関連して行った行為

三 刑法第九十七條の四の罪に当たる行為、前号に定める罪に当たる行為（同号に掲げる行為並びに公職選挙法第二百四十條及び第二百四十二條の罪に当たる行為を除く。）及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一條の罪に当たる行為のうち、国会議員がその在職期間（国会議員の任期が開始する日から、当該任期が満限に達し、若しくは衆議院の解散により終了し、又は当該国会議員が辞職し、退職し、若しくは除名される日までの期間をいう。以下同じ。）中に行った行為

2 この法律において「特定犯罪関係在職期間」とは、次の各号に掲げる特定犯罪行為について当該各号に定める在職期間をいう。

一 前項第一号に掲げる行為 当該行為に関連する職務に係る国会議員としての在職期間

二 前項第二号に掲げる行為 当該行為に係る選挙により選出された国会議員としての在職期間

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為を行った時を含む国会議員としての在職期間

(政治倫理審査会における審査)

第三条 国会議員が国会議員である期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合には、当該国会議員が当該起訴をされた日において属していた議院の政治倫理審査会は、速やかに、当該国会議員又は当該国会議員であった者(辞職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)について審査するものとする。

2 国会議員であつた者が国会議員でない期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合には、当該国会議員であつた者が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間において属していた議院の政治倫理審査会は、速やかに、当該国会議員であつた者について審査するものとする。

3 政治倫理審査会は、前二項の審査を行うに当たっては、当該審査の対象となる国会議員及び国会議員で

あつた者に対し、出席及び説明を求めるものとする。

(政治倫理審査会からの出席等の求めに応じない場合における歳費等の納付義務等)

第四条 前条第一項の審査の対象となる国会議員又は国会議員であつた者が正当な理由なく同条第三項の求めに応じないときは、政治倫理審査会は、これを議長に報告し、次項の宣告を求めるものとする。

2 議長は、前項の宣告の求めを受けたときは、議院の議を経て、当該求めに係る国会議員及び国会議員であつた者が前条第一項に規定する起訴をされた日を含む在職期間について支給を受け、又は受けた歳費及び期末手当のうち当該起訴をされた日以後に係る部分に相当する額の国庫への納付及び不支給を宣告する。

3 前項の宣告があつた場合には、当該宣告に係る国会議員及び国会議員であつた者は、同項に規定する額のうち、当該宣告の日までの間において支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額(当該歳費及び期末手当について既に返納したものがあつた場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。)を国庫に納付しなければならない。

4 第二項の宣告があつた場合には、当該宣告に係る国会議員については、当該宣告の日後の支給に係る歳費及び期末手当(両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額に相当する部分に限る。)は、

支給しない。

（特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合における歳費等の返納に係る特例）

第五条 国会議員である期間に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員又は国会議員であった者（辞職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該起訴をされた日を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないものに限る。）が、当該起訴をされた日を含む在職期間（当該在職期間において当該起訴に係る刑事事件が終結した場合は、当該終結した日までの間）について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は前条第三項の規定により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）の全部又は一部を国庫に返納するときは、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

（特定犯罪について刑に処せられた場合における歳費等の納付義務等）

第六条 特定犯罪行為に係る特定犯罪（第二条第一項各号に定める罪をいう。次項及び附則第三条において

同じ。)について刑に処せられた国会議員及び国会議員であった者(以下この条において「国会議員等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を国庫に納付しなければならない。

一 当該刑に処せられたことにより公職選挙法第二百五十一条の規定によりその当選が無効となった国会議員等 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額(当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四条第三項の規定により納付した、若しくは納付すべきもがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。)

二 当該刑に処せられたことにより公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととなった国会議員等(前号に掲げる国会議員等を除く。) 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当のうち当該特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る部分に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額(当該起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四条第三項の規定により納付した、若しくは納付すべき

ものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）

三 公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないこととならなかった国会議員等（第一号に掲げる国会議員等を除く。） 当該国会議員等が当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間について支給を受けた歳費及び期末手当のうち当該特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る部分に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額に二分の一を乗じて得た額（当該起訴をされた日から当該刑に処せられた日までの間に係る歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四条第三項の規定により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限る。）

2 特定犯罪行為に係る特定犯罪について刑に処せられた国会議員等が、当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間（当該特定犯罪関係在職期間において当該刑に処せられた場合は、当該刑に処せられた日までの間）について支給を受けた歳費及び期末手当に相当する額として両議院の議長が協議して定めるところにより算出した額（当該歳費及び期末手当について、既に返納したもの又は第四条第三項若しくは前項の規定により納付した、若しくは納付すべきものがある場合は、両議院の議長が協議して定める額に限

る。)の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

(各議院の議決及び両院議長協議決定への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、第三条及び第四条第一項の政治倫理審査会に関する事項並びに同条第二項の宣告に関する事項については各議院の議決により定め、同条第三項及び第四項、第五条並びに前条の歳費及び期末手当に係る納付、不支給及び返納に関する事項については両議院の議長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条から第五条まで及び第六条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国会議員又は国会議員であった者(第三条及び第四条の規定を適用する場合にあっては第三

条第一項に規定する国会議員であつた者、第五条の規定を適用する場合にあつては同条に規定する国会議員であつた者）が特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合について適用する。

2 第三条から第五条まで及び第六条第二項の規定は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者についても、適用する。

一 施行日前に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員のうち、施行日以後も当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間にあるもの

二 施行日前に特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員であつた者のうち、退職し、退職し、又は除名された者であつて、これらによらなければ、当該特定犯罪行為に係る特定犯罪関係在職期間を含む国会議員の任期が満限に達していないもの及び衆議院の解散により終了していないもの

3 第六条第一項の規定は、施行日以後に特定犯罪行為を行った国会議員及び国会議員であつた者について適用する。

(不当利得返還の請求権の行使に関する措置)

第三条 国は、前条第二項各号に掲げる者のうち、当該各号の特定犯罪行為に係る特定犯罪について刑に処

せられたことにより公職選挙法第二百五十一条の規定によりその当選が無効となったものに対する不当利得返還の請求権の行使について必要な措置を講ずるものとする。

理由

国政は国民の厳粛な信託によるものであり、その権威は国民に由来するものであること及びその権力は国民の代表者が行使するものであることに鑑み、国政に対する国民の信頼の確保に資するため、特定犯罪行為に係る刑事事件に関し起訴をされた国会議員及び国会議員であった者に係る政治倫理審査会における審査の特例並びに歳費及び期末手当に係る納付義務等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。